

③証明書の交付

運転手

(選挙後すぐ 候補者⇒業者)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

契約期間終了後の日付になります。

令和8年9月28日

令和 8 年 9 月 2 7 日 執行北茨城市長選挙
候補者

住 所 北茨城市磯原町磯原1630番地
氏 名 北茨城 太郎



記

運転手の氏名及び住所	中郷 五郎 北茨城市中郷町上桜井〇〇番地	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和8年9月20日	12,000円	
9月21日	12,000円	
9月22日	12,000円	
9月23日	12,000円	
9月24日	12,000円	
9月25日	12,000円	
9月26日	12,000円	

備考

- 1 この証明書は、1人につき1枚に基いて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出する。
- 2 運転手が、この証明書を提出した日から、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、北茨城市に支払を請求することができません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、北茨城市に支払を請求することはできません。

使用実績に基づき記載する。
(基本的には契約内容と同じ)